環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(担当:総合環境政策局環境経済課)

19′予算額0.98億円

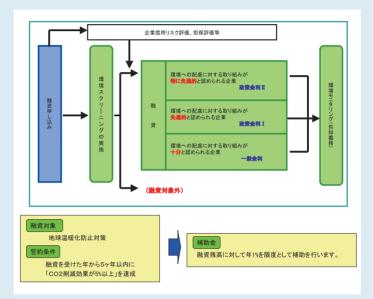
目的・意義

「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」は、日本政策投資銀行が取り組んでいる環境配 慮型経営促進事業とエネルギー対策特別会計による事業の双方一体とした支援を行っていくことに より、日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」に係る融資案件を増やし、地球温暖化防止 のための設備投資や研究開発を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

事業内容

① 事業概要

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。この事業で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5ヶ年以内にCO2削減効果を5%以上にすることを誓約した場合に、当該融資に係る利子を引き下げた場合に融資残高の1%を限度として補助金の交付を行います。



② 環境配慮型経営促進事業の内容(財政投融資)

日本政策投資銀行は、「環境配慮型経営促進事業」として、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定しています。具体的には環境への取組が特に 先進的な企業には政策金利 II、環境への配慮に対する取組が先進的な企業には政策金利 I、環境への配慮に対する取組が十分な企業には一般金利を適用して融資を実施しています。

なお、日本政策投資銀行の融資事業によるCO2の排出削減効果については、継続的にモニタリングを行い、5年後までに誓約目標に達しなかった場合、本事業における補助金相当額については、原則として、事業者が負担することとなります。

補助内容

補助対象者

日本政策投資銀行

② 対象事業

日本政策投資銀行が実施する「環境配慮型経営促進事業」の融資対象のうち地球温暖化防止対策に関するもの。

③ その他

融資を受ける事業者は融資を受けた年から5ヶ年以内にCO2削減効果5%以上とすることを誓約する必要があります。

融資残高に対して、年利1%相当の補助金を交付します。

誓約が達成できなかった場合には、原則として、交付された補助金相当額は返済される必要があります。